

## 第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務概要書

### 1. 業務名

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022 出展委託業務

### 2. 出展概要

「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」（一般社団法人全日本スーパーマーケット協会主催）に高知県ブースとして出展する事業者に対し、首都圏のスーパーマーケットや百貨店等のバイヤー、飲食業等食品関連事業者との商談の機会をより多く提供するため、出品する高知県産品の魅力が十分に伝わり、高知県産品全体のブランド力向上につながるブースの企画、デザイン、演出を通じたブース装飾を行い、高知県ブースへの新規来場者の増加を図ることを目的とします。

### 3. 出展内容

<会期> 令和4年2月16日（水）～令和4年2月18日（金）の3日間

<会場> 幕張メッセ（千葉市美浜区中瀬2-1）【高知県ブース：10ホール10-114】

<準備期間> 令和4年2月14日（月）～15日（火）8時から18時まで

<搬出期間> 令和4年2月18日（金）16時から

<出展小間数> 32小間（288㎡）

<出展者数> 50事業者（予定）

### 4. 業務内容

（1）高知県ブースの運営全般

（2）高知県ブースの企画

ア 高知県産品に精通していない新規来場者が、高知県ブースに興味を持ち、出展商品や出展事業者について好意的な印象を受け、出展事業者に対して思わず声をかけたくなったり、人に伝えたいとなったりするような、商品の魅力とブースの話題性が発揮された、高知県ブースの企画立案、制作、運営。

（3）小間の装飾デザイン、設営、施工及び撤去

ア 来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、統一的な美観を保ち、適切な位置に訴求力の高いブースサインを設け、出展エリアの中で埋もれず、場内遠方からでも高知県ブースであることが一目でわかる、特徴ある装飾デザインの作成。

イ ブース内のレイアウトは、次の点に留意して企画すること。

① 通路側に位置する出展者用展示ブースと、ブース奥側に位置する出展者用展示ブースの集客に偏りが出ない様なレイアウト・企画を行うこと。

② 高知県ブースに接するメイン通路や隣接する他ブース、会場内の人の流れなどを十分に考慮し、ブース内に入りやすい間口を確保した入口、ストレスなく効率的に商品情報を得られるブース内の通路幅などが十分に確保されていること。ブース内で向かい合う出展者の間を通る通路をつくる場合は、各出展者を訪れる来場者がブース前で立ち止まっても往来できる幅を確保すること。

③ ブース内の通行において、順路をつくらなくても自然と流れができるようなス

ムーズな動線が望ましい。

※過去の同規模出展時において、ブース内の主要通路幅及びメイン通路からの入り口は 3.3m~3.9m 程度を確保しており、同サイズ以上の幅が望ましい。

ウ 装飾にあたり高さ制限を守ること。(別添「出展細則」参考)

エ 床面のカーペット(防災処理マークつき)の敷き込みを行うこと。

オ 小間内(ストックヤードを除く)へ対面方式の出展者用展示ブースを50社分設置すること。

ただし、出展事業者が個別に希望するレンタル用品などの特別な器材が小間内に設置する必要が生じた場合は、それらを含めた小間内レイアウトとすること。

(※それらのレンタル費用については使用する各出展者が負担し、見積総額に含まない。)

カ 出展者展示用ブースは、次の点に留意して企画すること。

① 対面方式の各出展者用の展示ブースは、それぞれの出展者が自社ブースへ容易に入出りできるレイアウトとすること。(※展示ブース間の出入り用幅は50cm程度が望ましい。)

② 1ブース(展示台+可動スペース)あたり 1.96 m<sup>2</sup>(例:1.4m×1.4m)以上のスペースが望ましい。

※過去の出展で、展示台の幅について140cmを希望する出展者が多いため。

※展示台と出展者の背面パネルの間(可動スペースの奥行)は70cmでより広い奥行を設けることが望ましい。

③ 出展者用展示ブースの展示台下には、荷物等を保管できるストックスペースを設けること。

キ 小間内は十分な照明器具の準備を行い、出展者ブースへは商品へのスポットライトを設置すること。

ク 出展者・出展商品を見込んだ、共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫、作業台、シンク(流し台2箇所)等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展者独自の展示用に必要な備品類を除く。

ケ 共同商談用施設は設置しないこと。

コ 小間内レイアウト図面及び高知県ブース内全体のイメージ図面を作成すること。

サ 新型コロナウイルス感染防止対策として、次の措置を講じること

- ・来場者の導線を想定した上で、消毒用スプレー等の設置場所を4か所以上設置すること。

- ・出展者が高頻度で接触する必要があるもの(ドアノブ、手すり等)の設置は、感染防止を前提にした造作が望ましい。

- ・共用部分で不特定多数が接触する部分については、感染防止策を設定すること。

- ・QRコードによるパンフレット、商品規格書の取得や、非接触型の情報提供の仕組みを提案すること。

- ・高知県ブースが取り組む感染症防止策について、来場者が分かりやすいようにブース内にて掲示すること。

※参考…別紙「新型コロナウイルス感染症対策について」

シ ブース内の来場者から見やすい位置にモニター設備を設置し、会社が用意するPR動画を結合すると共に、発信できる仕組みを設けること。

(3) 小間の各種工事

電気工事（照明器具、コンセントを含む。）及び給排水設備（水道配管、流し台・手洗い消毒液付き設備含む。）の施工工事及び撤去

(4) 小間内の清掃

出展期間内（準備期間、終了時含む。）の小間内清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。

(5) 連絡調整

ア 出展期間中は連絡調整のできる責任者を常駐させること。

イ 主催者や出展者等との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。ただし、必要に応じて公社が直接行う場合がある。

(6) バイヤー向け出展商品パンフレット（1,500部予定）の作成

(7) 出展者が負担する光熱水費及びレンタル備品費の徴収及び主催者等への光熱水費及びレンタル備品費の経費支払業務（電気代は出展者ごとの設置容量に応じ負担、水道代は出展者で均等割負担となります。）

(8) 本業務の搬入搬出に係る必要な業務

(9) 出展者への事前説明会の開催（令和3年12月予定）及び説明会資料の作成

(10) その他出展に係る必要な業務

5. 留意事項

(1) 展示装飾・施工・各種工事・管理・運営・実演等については、「出展細則」（別添）を参考に作成してください。

(2) 展示品の搬入・展示・撤去に対して事故防止に努め、会場は時間内の撤去・原状回復が必要です。

(3) 会場の天井照明は予想より暗いことがありますので、十分な照明器具の準備を行ってください。

6. その他

高知県ブース構成団体

第56回スーパーマーケット・トレードショー2022

- ・一般財団法人高知県地産外商公社
- ・高知県食品工業団地事業協同組合
- ・南国市商工会
- ・土佐市商工会